

報告第1号

平成26年度「学校教育指導の重点」について

1 作成の目的

本県学校教育の指導の向上を図るため、市町教育委員会や学校に対し、本県の児童生徒の現状や課題を踏まえた当該年度の指導の重点事項を示すことにより、教育課程の編成や指導の工夫・改善を進める。

2 平成26年度版の作成に当たって

「第Ⅰ章 石川の教育振興基本計画」

毎年度、継続して提示する。

(変更点) 基本目標をこれまでより詳細に提示する。

「第Ⅱ章 校種別の指導の重点」

各校種別の指導の重要事項を、現行学習指導要領等を踏まえて提示するとともに、【本年度の重点】を示すことで、当該年度における各学校の取組の一層の明確化を図ることとする。

「第Ⅲ章 多様な教育の指導の重点」

第Ⅱ章と同じ考え方で、「国際理解教育」や「科学教育」など多様な教育の指導の重点について提示する。

石川の教育振興基本計画

1 基本理念

未来を拓く心豊かな人づくり

2 めざす人間像

(1) ふるさとに誇りを持ち、広い視野にたって社会に貢献する人間

情報化や国際化の進展、経済のグローバル化や産業構造の転換など、時代や社会がますます急激に変化していることから、新しい事態に柔軟に対応するための資質や能力が求められています。

その一方で、「ローカルはグローバルに通じる」とも、「地方の時代の到来」ともいわれる今日、自らの住む地域の伝統や文化を大切にし、住みよいまちづくりに積極的にいかかわることも重要です。

このため、自らの住むふるさとの自然や歴史・伝統・文化に学び、ふるさとを愛し、ふるさとに誇りを持つとともに、それを通して日本人としての自覚を深め、広い視野にたって活躍できる人間であることが求められます。

(2) 生涯学び続ける意欲に満ち、確かな学力を身に付け、個性や創造性に富む人間

これからの社会では、多様な価値観やライフスタイルが認められると同時に、人々がその個性や創造性を存分に発揮して活力ある社会をつくり上げることが求められています。

このため、生涯学び続ける意欲に満ち、基礎的・基本的な能力を培いながら、自ら学び自ら考え、それらを総合し、主体的に判断する力を身に付けることを基盤として、自らの資質を生かし、個性や創造性をさらに伸ばすことのできる人間であることが求められます。

(3) 責任とモラルを重んじ、人を思いやる心豊かな人間

今日の社会は、多様な人生観や価値観を持つ人々から成り立っており、またグローバル化の進展に伴い、人種、文化、言語等の異なる人々が互いに大きな影響を与え合うようになっています。

このため、社会のルールやモラルを重んじつつ、自らの課題の解決に向け積極果敢に行動し、その結果に責任を持つとともに、互いに相手を理解し、敬意と思いやりをもって接することのできる自律的で心豊かな人間であることが求められます。

(4) 健康や体力の増進に努める、活力ある人間

充実した人生を送るためには、心と身体がともに健康であることが重要です。少子高齢社会への移行や核家族化、環境問題の深刻化などが一層進んでおり、また、人々の生活様式も多様化していることから、一人一人が自分の健康や体力を管理し、その保持増進に努める必要があります。

このため、健康に配慮した生活習慣を身に付け、運動やスポーツに積極的に取り組むとともに、安全で快適な生活環境づくりを進める人間であることが求められます。

3 基本目標

基本目標1 石川の文化や風土を生かしながら、世界に通じる人づくりをめざします

本県の豊かな風土や、そこで培われた多彩な文化、歴史など、石川にしかない固有の教育資源を活用し、一人一人が様々な体験活動を通して学ぶ喜びや楽しさ、手応えを実感するとともに、郷土石川を愛し、誇りに思う意識をはぐくむ教育を展開します。さらに、石川を自己存立の基盤としながら、多様な文化が織りなす世界の国々や地域の中で、主体的に活躍できる視野の広い行動力のある人づくりをめざします。

基本目標2 確かな学力をはぐくみ、一人一人の個性と創造性を伸ばす教育をめざします

新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代にあつて、子どもたちに「生きる力」をはぐくむことがますます重要になっています。

とりわけ、「生きる力」の「知」の側面である学力については、子どもたちに学ぶ楽しさやわかる喜びを感じさせながら、基礎的・基本的な知識・技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことが大切です。

こうした「確かな学力」を土台として、子どもたち一人一人が意欲的に個性や創造性を伸ばしていくことが求められています。

本県では、平成19～21年度の3年間悉皆(しっかい)で行われた全国学力・学習状況調査結果について、金沢大学と連携して集計・分析を行い、本県児童生徒及び学校の現状と課題を明らかにし、学力向上に向けた中長期的指針を策定しました。この「いしかわ学びの指針12か条」を推進し、子どもたちの「確かな学力」を育成します。

基本目標3 豊かな人間性をはぐくむとともに、健康や体力の増進に努める、たくましい人づくりをめざします。

基本的な生活習慣や社会的規範意識はもとより、自らの存在価値を見出す自尊感情や責任感、また、美しいものや自然に感動する心、他人と協調し、他人を思いやる心などの豊かな人間性をはぐくむとともに、健康や体力の保持増進に努め、困難に挑戦し自らの力で乗り越えようとするたくましい人づくりをめざします。

基本目標4 時代の変化に対応した、魅力ある学校づくりをめざします

少子高齢化、情報化、国際化等の進展や、成熟社会、分権型社会への移行など、時代や社会の変化が急速に進む中教育に対するニーズも多様化しており、それらに対応した様々な学習活動が可能な魅力ある学校づくりや教育システムの改善をめざします。

基本目標5 高等教育機関の集積を活かし、「学都石川」の発展をめざします

経済・社会が高度化・グローバル化する中、地域の発展を図るうえで、「知の拠点」である大学等が果たす役割が大きくなっています。本県では、高等教育機関の高い集積とその知的資源を活かし、「学び」の環境の充実を図るとともに、地域課題の解決など地域活性化につながる取組を推進し、「学都石川」の発展をめざします。

基本目標6 学校・家庭・地域が連携・協力し、社会全体で教育力の向上をめざします

すべての教育の出発点である家庭や子どもたちの活動の場である地域が学校と連携し、様々な形で教育活動に協力し合うことを通して、相互理解と信頼を深め、互いの教育力を高め合い、社会全体で子どもたちを健やかに育てることをめざします。

基本目標7 学びの気運に満ちた生涯学習社会づくりをめざします

県民一人一人が、自分らしい学びを通じ、新しい自分を見付けるとともに、様々な出会いや交流をすることで、自らの成長と自己実現を図り、その成果を生かすことのできる社会づくりをめざします。

基本目標8 ライフステージに応じたスポーツ活動の充実をめざします

ライフステージに応じたスポーツ活動の充実をめざして、県民のだれもが「いつでも」「どこでも」「いつまでも」スポーツに親しむことにより、活力にあふれた人づくりの取組を推進します。

石川の子どもの学力を伸ばす

いしかわ学びの指針12か条

活用力を高める授業づくり

- 1 根拠や筋道を明確に表現させる
 - ・ 考えの根拠や筋道を明確にして、説明や論述をさせる
 - ・ 根拠の取り出し方や筋道のたて方を繰り返し指導する
- 2 物事を多様な観点から考察する力の育成に向け、多面的・多角的に思考させる
 - ・ 得た情報を表面的に捉えずに多面的・多角的に検討させ、思考・判断させる
- 3 習得した知識や技能を活用・応用させる
 - ・ 単元や教科、学年にまたがり、既習を活かす学習に取り組ませる
 - ・ 「使える」経験や「できた」実感を持たせ、日常的活用へつなげさせる

学力・学習を支える基盤づくり

- 4 「書くこと」「読むこと」を通して、考え方を身に付けさせる
 - ・ 学習内容や児童生徒の状況に応じ、考えて書く、また書きながら考える時間を確保する
 - ・ 思考の過程がわかる書き方や書く内容を明確に示すなど、ノート指導を充実する
 - ・ 文章や表・グラフなどから、必要な情報や価値のある情報を読み取らせる
- 5 相手を意識して、「話す力」「聞く力」を身に付けさせる
 - ・ 相手を意識して「話す」「聞く」ことを、低学年から計画的に指導する
 - ・ 「よく伝わるように話す力」「傾聴する態度」を身に付けさせる
- 6 学び合い学習を充実させる
 - ・ 学習課題や板書、学習形態を工夫し、話し合いや学び合い学習の内容を充実させる
- 7 よりよい学習習慣・生活習慣を身に付けさせる
 - ・ 家庭学習の充実に向け家庭や地域と連携し、よりよい習慣づくりを推進する
 - ・ 「早寝・早起き・朝ご飯」など望ましい生活習慣を維持向上させる
- 8 読書活動をより促進・充実させる
 - ・ 豊かな思考・判断の基盤となる子どもの語彙力や読解力を高めるために、読書活動を活性化する
 - ・ 想像力や創造力の育成に向け、読書の質的な向上を図る
- 9 家族とのコミュニケーションを促進させる
 - ・ 日常的な会話の中で育まれる様々な学びを大切に考え、家庭や地域でのおとなと子どもの共通の体験や学習、対話を促進する
- 10 社会への関心や将来の目標を持たせる
 - ・ ニュースや社会の出来事に関心を持たせ、子どもの視野を広げるとともに、将来への明確な目的意識を持たせる

指導改善を進める体制づくり

- 11 学校研究や授業研究を活性化して、指導力を高める
 - ・ 学校研究や授業研究の成果を共有・活用し、指導改善を進める
 - ・ 小中連携を推進し、指導の連続性を図る
- 12 積極的に保護者や地域に向けて発信する
 - ・ 学校として保護者や地域に、情報や提案を積極的に発信し、情報公開に努め、課題を共有する

1 幼稚園教育指導の重点

小学校との接続や連携を基本とする幼稚園教育要領の趣旨や内容を十分に踏まえた教育を推進する。

【幼稚園教育要領の基本的な考え方】

- (1) 幼稚園教育から小学校教育への円滑な接続を図るため、規範意識や思考力の芽生えなどに関する指導を充実するとともに、幼稚園と小学校の連携を推進すること
- (2) 幼稚園と家庭における生活の連続性を踏まえた教育を推進するため、幼児の家庭での生活経験に配慮した指導や保護者の幼児期の教育への理解を深める活動を充実すること
- (3) 預かり保育や子育ての支援の充実を図ること

1 幼児期の特性を踏まえた教育課程の編成・実施

幼稚園教育は、小・中学校及びその後の教育の基礎を培うものであることを十分に意識し、自我が芽生え、社会性や好奇心、探究心など様々な力の基礎が育まれる幼児期の特性を踏まえた適切な教育課程を編成し、幼児の健やかな成長を促す。

2 豊かな生活体験を通じた「生きる力」の基礎の育成

幼稚園における集団での生活や様々な体験を通して、基本的な生活習慣を身に付け、人と関わる力を養い、規範意識などの道徳性や思考力の芽生えを培う。

3 保育所・小学校等との連携の強化

保育所や小学校との相互理解に努め、幼稚園から小学校への円滑な接続を図り、小学校以降の生活や学習の基盤の育成に努める。

4 子育ての支援の充実

子どもの健やかな育ちを実現するために、家庭や地域社会との連携を強化し、子育て相談、情報や交流の機会の提供等、子育ての支援を充実させる。

【本年度の重点】

- ① 環境の構成や教師のかかわりを工夫し、幼児期にふさわしい生活を通して、きまりの必要性などに気付き、自分の気持ちを調整する力を育む。
- ② 幼児が人とのかかわり合いの中で、自分の思いを言葉で伝えたり、相手の話や思いを聞いたりして、伝え合う喜びや楽しさを味わえる体験の充実を図る。

2 小・中学校教育指導の重点

小学校と中学校の連携を図りながら、学習指導要領及び「いしかわ学びの指針12か条」の趣旨や内容を十分に踏まえた教育を推進する。

【学習指導要領の基本的な考え方】

- (1) 教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ、「生きる力」の育成を図ること
- (2) 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視し、確かな学力の育成を図ること
- (3) 道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること

1 基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着

指導目標を明確にするとともに、繰り返し学習や補充的な学習を取り入れた指導、効果的な習熟度別少人数指導など、個に応じたきめ細かな指導を行い、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図る。

2 言語活動の充実や探究的な学習を通じた活用力等の育成

記録、要約、説明、論述などの言語活動や学び合い学習を充実し、筋道立てて考え表現する力や多様な観点から考察する力の育成に努めるとともに、読書活動を推進し、言語に関する能力、表現力等を培う。

3 主体的な学習態度や学習意欲の向上

学ぶ喜びや達成感がもてる「わかる授業」を通して学習意欲を高めるとともに、探究的な学習を意図的・計画的に授業に取り入れ、自ら課題を見だし、自ら考え解決する力の育成を図る。

4 道徳の時間を要とした道徳教育の充実

道徳の授業の充実や授業公開、ふるさと教材などの地域教材の開発・活用を進めるとともに、家庭・地域と一体となった道徳教育を実践する。

5 体育・健康に関する指導の充実

生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るため、体育の特性が身に付く授業の充実や、発達段階に応じた体力の向上を目指すとともに、望ましい生活習慣を形成する。

6 科学教育や外国語教育の充実

観察・実験を充実して科学への興味・関心を高め、科学的な見方や考え方を育成することや、外国語教育においては、コミュニケーション能力の素地を培い、「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の4技能をバランス良く育成することに努める。

【本年度の重点】

- ① 物事を多様な観点で考察する学習や習得した知識や技能など既習を活かす学習を、意図的・計画的に授業に取り入れるなど、活用力の向上を図る。
- ② 多様な思考を導き出す課題設定の工夫や、ICTの効果的な活用、探究型・討論型の学習に取り組み、新たな課題を見いだす力（課題発見力）の育成を図る。
- ③ 「ふるさとがはぐくむ道徳いしかわ」「私たちの道徳(国)」などの児童生徒の心に響く教材を効果的に活用し、郷土を愛する心や思いやり、生命尊重、規範意識などの道徳性の育成を図る。
- ④ 武道については、生徒の学習段階や個人差等を踏まえた段階的な指導を行うなど、引き続き安全の確保に努める。

3 高等学校教育指導の重点

中学校との連携を図りながら、学習指導要領の趣旨を踏まえた教育を推進する。

【学習指導要領の基本的な考え方】

- (1) 教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ、「生きる力」の育成を図ること
- (2) 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること
- (3) 道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること

1 創意工夫ある教育課程の編成・実施

地域や学校、生徒の実態等に応じて、創意工夫ある教育課程を編成し、特色ある教育活動を展開することにより、魅力ある学校づくりを推進する。

特に、グローバル化に対応できる人材の育成に向け、教育課程の在り方を工夫・改善する。

2 個に応じた多様な教育の推進

生徒一人一人の特性を多面的・総合的にとらえ、個別指導やグループ別指導、習熟度別少人数指導などの個に応じたきめ細かな指導を効果的に実施し、個性の伸長に努める。

3 知識・技能の習得とそれらを活用する力の育成

基礎・基本を確実に身に付け、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる資質・能力をもった人間を育成する。

授業においては、言語活動の充実を図り、基礎的・基本的な知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育む。

4 人間としての在り方生き方教育の充実

道徳教育やキャリア教育の視点から、学校教育全体を通じて人間としての在り方生き方に関する教育を推進する。道徳教育については、各学校において全体計画を作成し、全教職員の共通理解のもと、指導にあたる。キャリア教育については、特にインターンシップを一層推進し、望ましい勤労観・職業観の育成を図る。

5 体育・健康に関する指導の充実

小・中学校で身に付けたことを基礎として、より高い運動技能等が身に付く授業の充実や、ねらいを明確にした取組を通して、体力の向上を図るとともに健康の保持増進のための実践力を育成する。

【本年度の重点】

- ① 学習指導要領の円滑な実施に向け、学校や生徒の実態を踏まえた各種全体計画、シラバス等を作成し、その活用を図る。
- ② 言語活動の充実や双方向の授業など、学校あげての授業改善に組織的に取り組み、生徒の進路実現を図る。

4 特別支援学校教育指導の重点

学習指導要領の趣旨や内容を踏まえ、幼児児童生徒の障害の状態や学校・地域の実情に応じた教育を推進する。

【学習指導要領の基本的な考え方】

- (1) 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育課程の改善に準じた改善を行うこと
- (2) 障害の重度・重複化、多様化に対応し、一人一人に応じた指導を一層充実すること
- (3) 自立と社会参加を推進するため、職業教育等を充実すること

1 創意工夫ある教育課程の編成と特色ある学校づくりの推進

地域や学校、幼児児童生徒の実態に応じた教育課程を編成し、地域の人々や小学校、中学校、高等学校の児童生徒との交流及び共同学習を通して特色ある学校づくりを進める。

2 児童生徒一人一人の教育的ニーズへの対応

障害による学習や生活上の困難を改善するため、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、「個別の教育支援計画」等を活用して、効果的な指導・支援を行う。

3 専門性の向上と授業改善

児童生徒が持てる力を高められるよう、障害特性の専門的な理解を深め、教材教具の工夫と開発、指導方法の改善に努める。

4 職業教育の充実

障害のある生徒の自立と社会参加を図るため、外部人材の活用や販売活動の活性化など実践的な職業教育の充実を図る。

5 センター的機能の充実

特別支援学校のもつ専門性を生かし、発達障害等への対応について、幼稚園、保育所、小・中学校及び高等学校等に対する支援の充実に努める。

【本年度の重点】

- ① 障害特性に配慮した教材・教具を開発・工夫し、教科別指導を充実する。
- ② 生徒の就職力を高めるため、作業学習・販売活動など職業教育について、一層の工夫・改善に努める。
- ③ 交流及び共同学習の活動を工夫し、深化・発展に努める。

5 生徒指導の重点

学習指導要領及び生徒指導提要の趣旨や内容を十分に踏まえた積極的な生徒指導を推進する。

【学習指導要領及び生徒指導提要の基本的な考え方】

生徒指導とは、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動のことであり、児童生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指している。

そのために、学校では、日頃から学級経営の充実や授業の改善などを行うことにより、教師と児童生徒の信頼関係及び児童生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに、児童生徒理解を深め、児童生徒が自主的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう指導することが大切である。

1 学校全体で取り組む生徒指導の推進

指導の方針や基準を明確にし、教職員の共通認識のもと学校の教育活動全体を通じて積極的な生徒指導を展開する。

2 いじめ・不登校・暴力行為などの未然防止と早期発見・早期対応の徹底

いじめ・不登校・暴力行為の減少に向け、未然防止と早期発見・早期対応に努める。特に、いじめ・暴力行為に対しては毅然とした対応とともに、適切かつ迅速な初期対応に努める。

3 ネットトラブルの未然防止に向けた取組の推進

児童生徒に対する情報モラル教育や保護者への啓発の推進、及びネットトラブルに関する教職員の指導力向上のための研修の充実を図る。

4 学校と家庭・地域・関係機関との連携や学校種間の連携強化

生徒指導の方針・基準を家庭・地域に周知し理解を求め、児童生徒の健全な発達を促すための連携を強化するとともに、問題行動等への対応については関係機関との連携や学校種間における連携を強化する。

【本年度の重点】

- ① いじめ防止基本方針に基づき、子どもが発する小さなサインを見逃さず、いじめ対応アドバイザーの活用などにより、「いじめを見逃さない・風通しのよい学校づくり」を推進する。
- ② 小中連携など校種間連携を進め児童生徒理解を深めるとともに、「居場所づくり」と「絆づくり」を中心に「魅力ある学校づくり」を進め、不登校の未然防止を図る。